

人事行政の運営等の状況の公表

印南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成25年条例第4号）に基づき、印南町の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

平成29年12月25日

印南町長 日 裏 勝 己

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用試験の実施状況

(平成28年度実施、単位：人)

職 種	受験者数	最終合格者数
一般事務職	26	6
土木技術職	2	1
合 計	28	7

(2) 職員の採用状況

(平成29年4月1日採用、単位：人)

職 種	採用者数		
	男性	女性	合 計
一般事務職	5	1	6
土木技術職	1	0	1
合 計	6	1	7

(3) 職員の退職等の状況

(平成28年度中、単位：人)

区 分	人 数
定年退職	4
勸奨退職	2
普通退職	0
その他	0
合 計	6

(4) 職員数の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

区 分					対前年 増減費	主な増減理由
			平成29年	平成28年		
部 門						
一般行政部門	議 会		2	2	0	
	総 務		22	22	0	
	税 務		7	7	0	
	民 生		8	7	1	
	衛 生		9	9	0	
	労 働		0	0	0	
	農 林 水 産		7	7	0	
	商 工		1	1	0	
	土 木		12	12	0	
小 計		68	67	1		
特別行政部門	教 育		9	10	▲1	欠員不補充のため
	小 計		9	10	▲1	
普通会計計			77	77	0	
公営企業等会計部門	水 道		2	2	0	
	下 水 道		0	0	0	
	そ の 他		5	5	0	
	小 計		7	7	0	
合 計			84	84	0	

(注意) 職員数は正規職員であり、退職者、育児休業者を含みます。

(5) 定員適正化の目標等

第4次定員適正化計画の目標

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成27年4月1日	平成32年4月1日	90人

(6) 等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表(一)

(平成29年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	1 主事の職務	30	35.7	主事	30	30	35.7	主事級
	2 定型的な業務を行う職務							
	3 上記同等職員の職務			計	30			
2級	1 主査の職務	12	14.3	主査	12	12	14.3	主査級
	2 上記同等職員の職務							
	計			12				
3級	1 係長の職務	13	15.5	係長	11	13	15.5	係長級
	2 主任の職務			主任	2			
	3 町長の定める企画員の業務			企画員				
	4 上記同等職員の職務			計	13			
4級	1 課(室)長補佐の職務	6	7.1	課(室)長補佐	3	6	7.1	課長補佐級
	2 町長の定める企画員の職務			企画員	3			
	3 議会事務局長補佐の業務			局長補佐				
	4 上記同等職員の職務			計	6			
5級	1 副課長の職務	13	15.5	副課長	2	13	15.5	副課長級
	2 主幹の職務			主幹	10			
	3 町長の定める企画員の職務			企画員	1			
	4 議会事務局次長の職務							
	5 上記同等職員の職務			計	13			
6級	1 課(室)長の職務	8	9.5	課長	6	8	9.5	課長級
	2 会計管理者の職務			会計管理者	1			
	3 町長の定める専門員の職務			専門員				
	4 議会事務局長の職務			議会事務局長	1			
	計	8						
7級	1 参事の職務	2	2.4	参事	2	2	2.4	参事級
	計			2				
合計		84	100					

2. 職員の人事評価の状況

仕事の業績を「職務目標の達成度」や「仕事の成果」を把握した上で行われる業績評価と、職位や職種に必要な職務遂行能力を職務行動として評価する能力評価の両面から人事評価を実施しています。

区分	評価期間	対象者
業績評価	4月1日~翌年3月31日	全職員
能力評価		

3. 職員の給与状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

（平成28年度、単位：千円）

区分	住民基本台帳人口 (平成28年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度 の人件費率
平成 28年度	8,484	6,291,960	122,011	649,116	10.3%	12%

人件費には職員の給与、退職手当負担金、共済費の他、町長等の特別職の給与、議員その他各種委員の報酬等を含んでいます。

普通会計とは、町の全ての会計から国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、簡易水道事業の特別会計を除いた会計のことです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

（平成28年度、単位：千円）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 28年度	77人	232,575	29,199	89,397	351,171	4,560

（注意）職員手当には退職手当は含みません。

職員数は、平成28年4月1日現在の普通会計に属する人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況

（各年4月1日現在）

年度	平成28年度	平成29年度
ラスパイレス指数	90.5	94.3

ラスパイレス指数とは、一般行政職における国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額（一般行政職）

（平成29年4月1日現在、単位：円）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
印南町	37.5歳	264,142	286,287

(5) 職員の初任給の状況

（平成29年4月1日現在、単位：円）

区分	印南町	和歌山県	国
	初任給		
大学卒	179,200	185,800	179,200
高校卒	147,100	151,500	147,100

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（一般行政職）

（平成29年4月1日現在、単位：円）

区分	経験年数 10年以上 15年未満	経験年数 15年以上 20年未満	経験年数 20年以上 25年未満
	大学卒	254,083	278,933
高校卒	240,300	264,000	該当者なし

学歴区分は、給料決定上の学歴であり、実際の学歴とは異なります。

(7) 職員の手当の状況

① 期末・勤勉手当

印南町		国	
(平成28年度支給割合)		(平成28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.7月分	2.6月分	1.7月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職務の級による加算措置		役職上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	3級、4級 5%	役職加算	(5~20%)
	5級以上 10%	管理職加算	(10~25%)

②退職手当（平成29年4月1日現在）

印南町			国		
（平成28年度支給率）			（平成28年度支給率）		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他加算措置			その他加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		

③特殊勤務手当

印南町では平成22年4月1日から廃止しています。

④超過勤務手当

（単位：千円）

支給実績（平成28年度決算）	7,073
職員1人当たり支給年額(平成28年度決算)	133
支給実績（平成27年度決算）	6,536
職員1人当たり支給年額(平成27年度決算)	116

⑤その他の手当

（平成29年4月1日現在）

手 当 名	内 容
扶養手当 （国と同じ）	配偶者・・・10,000円 子・・・8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円） 子、配偶者以外の扶養親族・・・6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円） 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算
住居手当 （国と同じ）	借家の場合（家賃が12,000円を超える場合に限り）、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給
通勤手当 （国と異なる）	交通用具利用の場合、負担している運賃に応じて上限55,000円を上限として支給

	自動車の場合、片道 3 km 以上の場合に限り、通勤距離及び交通用具の種別に応じて支給。自動車は 1 km につき 800 円を加算、55,000 円を上限として支給 通勤途中における駐車場利用の場合、負担している駐車料に応じて 5,000 円を上限として支給
管理職手当	役職により 15,000 円～45,000 円
管理職特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に臨時または緊急の必要等により勤務した場合、時間により 4,000 円～12,000 円を支給
地域手当	職員派遣により和歌山市内勤務の場合、給料、管理職手当および扶養手当の 6% を支給

⑥特別職の報酬等の状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料月額等	
給料	町 長	720,000 円	
	副町長	590,000 円	
	教育長	530,000 円	
報酬	議 長	300,000 円	
	副議長	240,000 円	
	議 員	230,000 円	
退職手当		(算定方式)	(支給時期)
	町 長	$72 \text{ 万} \times \text{在職月数} \times 0.433$	任期毎もしくは通算支給
	副町長	$59 \text{ 万} \times \text{在職月数} \times 0.258$	任期毎もしくは通算支給
	教育長	$53 \text{ 万} \times \text{在職月数} \times 0.208$	任期毎もしくは通算支給

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

1 日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	1 時間

5. 職員の休業に関する状況

(1) 年次休暇の取得日数（平成28年1月1日～平成28年12月31日の期間）

1暦年につき20日付与

付与された翌年に限り繰越可能（最大40日）

総付与日数	総取得日数 (A)	対象職員数 (B)	平均取得日数 (A/B)
3,109日	413日	84人	4.9日

(2) 育児休業の取得状況

(単位：人)

区分	男	女	計
平成28年度中	0	2	2

(3) 特別休暇の種類

種類	付与日数・期間等
選挙権等公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人等として出頭するための休暇	必要と認められる期間
ドナー休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日の範囲内の期間
結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間
産前休暇	出産予定日6週間以内から出産日まで
産後休暇	出産日の翌日から8週間
保育のための休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産休暇	2日の範囲内の期間
育児参加休暇	5日の範囲内の期間
子の看護休暇	5日の範囲内の期間
介護休暇	5日の範囲内の期間
服喪休暇	1日～7日の範囲内の期間
夏季休暇	3日の範囲内の期間
住居喪失破損による休暇	7日の範囲内の期間
災害等で出勤困難による休暇	必要と認められる期間
退勤途中の危険回避のための休暇	必要と認められる期間

6. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

(平成28年度中、単位：人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない 場合	地公法第28条第1項第1号					0
心身の故障の場合	地公法第28条第2項第1号			1		1
職に必要な適格性を 欠く場合	地公法第28条第1項第3号					0
職制、定数の改廃等に より過員を生じた場 合	地公法第28条第1項第4号					0
刑事事件に関し起訴 された場合	地公法第28条第2項第2号					0
合 計		0	0	1	0	1

(2) 懲戒処分の状況

(平成28年度中、単位：人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号					0
職務上の義務に違反 し又は職務を怠った 場合	地公法第29条第1項第2号					0
全体の奉仕者たるに ふさわしくない非行 のあった場合	地公法第29条第1項第3号					0
合 計		0	0	0	0	0

7. 職員のサービスの状況

(1) 公営企業等の従事許可の状況（地公法第38条関係）

(平成28年度中、単位：人)

区分	人数	主な許可内容
許可人数	0	

8. 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況

(平成28年度実績、単位：人)

研 修 名		受講者数
県研修協議会	新規採用研修	8
	監査事務研修	2
	わがまちツーリズム創造研修	2
	地方分権改革特別研修	2
国際文化研修所	地方公会計実務研修	1
日本経営協会	地方公共団体のための源泉徴収入門講座	1

9. 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況

(平成28年度中、単位：人)

区 分	受診者数
定期健康診断	62
人間ドック	35
ストレスチェック	80
産業医による健康指導	0

(2) 公務災害、通勤災害の発生状況

(平成28年度中、単位：件)

公務災害				通勤災害			
申請	認定	不認定	継続審議	申請	認定	不認定	継続審議
0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立の状況

(平成28年度中、単位：件)

区 分	件 数
勤務条件に関する措置要求	0
不利益処分に関する不服申立	0
合 計	0